

第97回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 令和7年2月10日(月) 13時30分～15時40分

(2) 場所 福島県庁 西庁舎12階 講堂

(3) 出席者

ア 委員

市岡綾子、伊藤宏(委員長)、伊藤洋子、小堀健太、佐藤成、澤田精一、島田マリ子、新城希子、高嶋亮、渡邊太健史

イ 県側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、
農林総務課主幹、農林技術課長、

土木部参事、技術管理課長、建設産業室長、

入札用度課主幹兼副課長、

教育庁財務課主幹兼副課長、

警察本部会計課主幹兼次席、

森林計画課、

県北農林事務所専門技術管理員、県北農林事務所主幹兼副部長

県中建設事務所主幹兼専門技術管理員

須賀川土木事務所長

富岡土木事務所次長、富岡土木事務所主任主査兼業務課長

いわき建設事務所主幹兼企画管理部長

県中地方振興局出納室長、いわき地方振興局出納室副室長兼出納課長

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(令和6年度4月～11月分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(令和6年9月～令和7年1月分)

ウ 令和6年度下請状況実地調査結果について

エ 不祥事防止対策について

(2) 審議事項

ア 抽出事案について

イ 地域の守り手育成型方式(試行)の結果について(令和6年度4月～11月分)

ウ 一抜け・一括審査方式の試験的实施の結果について

エ 令和7年度総合評価方式の改正概要について(案)

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第97回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

それでは、議事の進行につきまして、伊藤委員長、よろしくお願いいたします。

【伊藤（宏）委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について協議したいと思います。本日は報告事項が4件、審議事項が4件ございますが、これらについては、公開で行うこととしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

初めに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について、令和6年4月から令和6年11月分」です。

事務局から説明をお願いします。

【入札監理課長】

（「資料1」「資料1―1」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、御質問等ございましたらをお願いします。

それでは次に参ります。

報告事項のイ「入札参加資格制限指名停止の運用状況、令和6年9月から令和7年1月分」です。

事務局から説明をお願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

（「資料2」により説明）

【森林計画課】

（「資料2」により説明）

【入札用度課主幹兼副課長】

（「資料2」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの報告につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

最後にお話があったアジア航測について、工事と物品と両方あるのですが、日時は同じですね、これは工事についての処分と、物品購入についての処分と、両方別の業務について処分をしたとこういうことですか。問題があったのは同じことですか。

【入札用度課主幹兼副課長】

今回、建設工事の方で資格制限ありまして、やはり物品の方も同じ業者さんですので、物品の措置要項基準に不正または不誠実な行為は県の業務に対して行った場合は、資格制限をすることとなっておりますので、工事で資格制限にあったもので、物品の名簿に載っているものは、（資格制限内容に応じて）建設工事と同様に資格制限をすることとしております。

【伊藤（宏）委員長】

わかりました、ありがとうございます。

ほか御質問等ございましたらお願いします。

次に報告事項のウ「令和6年度下請状況実地調査結果について」です。
事務局から説明お願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

（「資料3」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、御質問等ございましたらお願いします。

全ての案件について、全く問題がなかったということですね。
珍しいですね、1つや2つは。

【入札監理課主幹兼副課長】

例年、1つ2つはあるのですが。

【佐藤委員】

今回の調査については、特に問題がなかったということで良いと思うのですが。消費税のインボイスの話題が結構出ておりまして、下請けの下に行くほど、インボイスを取ってないというケースが出てくると思いますので、今後の調査項目に当たって、インボイスの有無について入れていただければ、問題になるかどうかかわからないですけども、調査項目としては必要になってくると思います。これは提案事項ですね。

【入札監理課主幹兼副課長】

内部の方でも、御指摘いただいた件について検討いたしまして、次回の調査項目に含めるかも含めて、御検討させていただきたいと思います。

【澤田委員】

話題になっている価格転嫁の部分で、様々な調査結果、公取とか、その結果によりますと、2次以下の3次4次とかですね、そういった部分の業者さんにはなかなか価格転嫁がより一層進んでないっていう話があります。公共工事といいますか、工事も、そういった価格転嫁をしっかりと行うということが求められるというふうに思いますので、今回二次までということでもありますけども、まさにその実態に応じては、さらに下といいますか、そういったことの調査ということが求められるなと思いますので、よろしくお願いしたと思います。

【入札監理課主幹兼副課長】

いただきました御意見につきまして、しっかり調査をさせていただきたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

ほかよろしいでしょうか。

次に報告事項のエ「不祥事防止対策について」です。
事務局から説明お願いいたします。

【入札監理課長】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、御質問等ございましたらお願いします。

【澤田委員】

県の職員に対する不祥事防止対策に対しては理解しておりますので、引き続き継続してお願いしたいということと、市町村をはじめ公共団体もそれぞれ別な機会研修などを行っていると思いますけども、改めて県含めて市町村あるいは公共団体で、こういう不祥事防止対策なり、あるいは点検確認については、同様に同じ対策を求められると思いますので、是非、市町村に声を掛けるとか、一緒にですね、出来ることについてはやっていただきたいなと思いますし、市町村行政課とか様々なところと連携をとって、引き続きお願いしたいと思います。

【入札監理課長】

当課が事務局となりまして、市町村の発注機関を構成員とする協議会を構成しております。今回の特別研修も参加を呼び掛けたりしております。年に一度、研修会という形で実施したりもしておりますので、引き続き県だけでなく市町村も含めて、再発防止対策については、しっかりとやっていきたいと考えております。

【伊藤（宏）委員長】

ほかよろしいでしょうか。

それでは、審議事項のア「抽出案件について」です。
テーマは「地域の守り手育成型方式で発注件数が少ない管内の案件」です。
対象期間は、令和6年4月から令和6年10月までの契約案件です。

抽出された委員から抽出理由の説明をお願いします。
伊藤洋子委員、小堀委員の順番で説明をお願いします。

【伊藤洋子委員】

案件番号1、4を抽出させていただきました。

案件番号1につきましては、資料5-1の1ページ、38と39について、いわき建設事務所において、入札日が同じ6月10日、同一日に株式会社三崎組が2件とも落札しているということで、工種、工事期間が違っているのですが、技術者等の確保に問題がないか、また地域の守り手育成方式の趣旨から同一日の重複指名は避けるべきではないかということで抽出させていただきました。38、39において、重複指名されている業者が株式会社三崎組と福浜第一建設株式会社が重複して示されておりました。ただし、福浜の方は両工事とも辞退しているという状況です。案件番号4につきましては、私、相双地区管内に居住しているものですから、相双地区の案件が、この半年間で1件のみということで、富岡土木事務所の道路橋りょう維持工事が1件のみだったということで、抽出させていただきました。確か、昨年度、5年度もですね、相双地域においては、1件もこの方式による工事は皆無であったと記憶しておりますので、地域固有の課題等があるのか、理由等について伺いたいのので抽出させていただきました。

以上です。

【小堀委員】

案件番号2と3、4を抽出させていただきました。

番号2の整理番号41番、ため池整備工事というところで、唯一の農林水産部の案件であったということで、制度全体であったり、あるいは県の色々な意味での制度全体の課題であったり、理解を深めたいという趣旨で設定をさせていただきました。具体的な農林水産部における地域の守り手育成型方式での発注における、何か課題等があればを確認をしたいという趣旨でございます。次が案件番号3、整理番号98、生活基盤緊急改善工事です。結果として、天栄村内の工事を須賀川市の業者様が落札されていると。指名業者を選考された考え方は、書類に記載のとおりと理解いたしましたが、具体的にどのような情報をベースに、どのようなルールの流れで12者を選考しているのかを、制度の理解を深める意味で、できるだけ具体的に確認したいという趣旨でございます。例えばとして、天栄村内には要件を満たす業者が4者のみだったのか、4者のみだったとすれば残りの8者をどのように選考したのか、あるいは技術的という表現があったり、地域貢献という表現があったり、地域貢献等とはってという表現があったりで少し具体的な取扱いを確認したい、理解を深めたいという趣旨でございます。案件番号4、整理番号113は伊藤委員と一緒にございますが、唯一の相双管内案件ということで、地域の守り手育成型方式での発注を含め、相双管内における入札制度、あるいは公共工事の顕在的あるいは潜在的な課題も含めて、地域等の課題があれば確認をしたいという趣旨でございます。

以上になります。

【伊藤（宏）委員長】

それでは、案件番号1 いわき建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【いわき建設事務所】

（「資料5」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【伊藤洋子委員】

先ほど抽出の理由として述べたのですが、39の工事と重複している業者が落札したということで、この件に関しては、工種が異なるので問題ないとのことでの指名なのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

【いわき建設事務所】

38が一般土木工事、39が建築工事でございます。配置技術者に必要な保有資格が異なりますので、技術者の確保には問題ないと考えております。38と39の工事箇所は共にいわき市の小名浜地区となります。地域の守り手育成型認定企業一覧表を元に同地区に所在する企業を一般土木工事、建築工事それぞれに指名選考しておりまして、地域の守り育成方式の趣旨から、妥当であると考えております。

【伊藤（宏）委員長】

工事種別は異なるんですけれども、実際に9者ずつ指名しているわけですよね。その9者は何者ぐらい重なっているんですか。

【伊藤洋子委員】

2者です。

【伊藤（宏）委員長】

2者だけ、ということは、2者重なったうちの1者か。

【伊藤洋子委員】

1者は辞退しております。

【伊藤（宏）委員長】

残りの1者が落札したということですか。

【佐藤委員】

2頁の入札結果を見ますと、入札額については、この三崎組とアース建設と金額的には同額だったのですが、この選定理由というのは、他の件数等で差が出て、三崎組が最終的に落札になったということなんでしょうか。

【いわき建設事務所】

2者同額なので、くじで実施しており、三崎組に決まりました。

【伊藤（宏）委員長】

入札評価額が全く同じものが複数者いると、くじでやるっていうルールに県ではなっていますよね。

後で審議事項のイにも、地域の守り手のお話がありますので、その時にでも質問がありましたら、確認いただいても結構だと思いますので。

次に移ります。

それでは、案件番号2 県北農林事務所の案件について説明をお願いいたします。

【県北農林事務所】

（「資料5」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【小堀委員】

先ほどの抽出理由でご説明させていただいたところではありますが、結果として、1件だったという位置づけなのか、あるいは何か取扱い上少し課題感があって、1件というところに留まったのか、あるいは今後の見通しも含めて、何か感じていらっしゃるということも含めてお話いただければと思います。

【県北農林事務所】

県北農林事務所発注工事の範囲内で答えさせていただきます。課題ということではありませんが、本方式が対象となる工事の件数が少ないという状況について御説明いたします。当事務所発注工事は、農業用水路、農業用ため池、谷止め工などの治山施設、林道等を整備する一般土木工事が大部分を占めております。3,000万未満の一般土木工事自体、件数が少なく、令和6年度は4件だけでございました。このうち、本方式を採用するような簡易な工事は抽出された本工事1件のみでした。また、農林土木工事は農地または山地が現場であることが関連します。特に治山や林道のような、森林、土木工事の場合、山間部にある現場までの搬入路の設置、急傾斜地での重機施工や資機材の運搬など、現場条件は難しくなり、本方式を採用する工事が少なくなります。今後も、各発注方式の趣旨を踏まえ、地域の守り手育成型方式の対象となる3,000万未満の一般土木工事等について、現場条件、工事の難易度、品質管理の点から、例えば既製品を使用した水路工事、農道の敷砂利工のような、簡易な工事については同方式とし、それ以外の工事については、施工の品質の確保、向上を図るため総合評価方式を採用するなど、入札制度を適正に運用することが大切と考えております。なお、他管内の農林事務所の状況は把握しておりませんので、あくまでも当所の状況ということで御理解頂きたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

9者指名しているんですけれども、二本松の土木事務所管内で指名可能な業者数は何者あったのかっていうのが一つ。もう一つ、総合的に勘案してっていう言葉が使われている

んですけれども、それは何らかの形で数値化、点数化して、というような方式をとっているのか、どういう形で総合的に勘案してるのかっていうと、分かる範囲でいいですけども、教えていただきたい。

【県北農林事務所】

まず二本松土木管内で何者かということですが、一般土木工事に登録されてる認定企業は21です。総合的というのは技術的特性、地理的要件、実績・経験の三項目で、具体的内容は、まず技術的特性については、AまたはBランク以上としております。次に地理的要件ですが、A、Bランクに該当するのは先ほど21企業が19に減りますが、19の中から、大玉村に現場があるので大玉村に所在する2者をまず選んでおります。それから実績・経験を踏まえ、ため池工の実績がある業者、これが3者です。それ以外で選んだのは、二本松土木管内の中で、大玉村に隣接する旧市町村の範囲に存在する比較的現場に近い業者です、これらを選んで全てで9者ということで、以上が総合的の中身です。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

案件番号3 須賀川土木事務所の案件について説明をお願いいたします。

【須賀川土木事務所】

（「資料5」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【小堀委員】

13者から12者に審査会で選ばれる、そのプロセスだけ、何か乱数とか何か抽出するものか、その方法だけ教えていただければと思います。

【須賀川土木事務所】

審査会では、くじのほうで選定しております。

【伊藤（宏）委員長】

須賀川の地理、余り不案内でありますけど、この落札した業者の住所、須賀川市加治町は、西の方の要するに天栄に近いのですか。

【須賀川土木事務所】

須賀川市の中心市街地に所在する会社でございます。

【伊藤（宏）委員長】

そうですか。せっかく西の方をなるべく指名業者として選んだけども、結果的にはそうはならなかったと。

ほかいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

案件番号4 富岡土木事務所の案件について説明をお願いいたします。

【富岡土木事務所】

（「資料5」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

結構、辞退が多いですけれども、何か理由に思い当たることはありますか。

【富岡土木事務所】

工事を請け負うのに技術者が不足している場合がございます、そのため、技術者不足により工事を請け負えないという理由により入札不調が発生していると考えられます。

【伊藤洋子委員】

資料5は4月から10月までなのですが、資料6の1か月延びた11月の工事にありまして、資料6-2に、最後に、137で富岡土木事務所がありましたので、ご説明あったように、徐々に増やしていくという1件なのかなと思います。また、今年度中には予定といますか、工事はあるのでしょうか。

【富岡土木事務所】

令和6年度の工事におきましては、この2件が地域の守り手育成型方式に該当する工事でございます、こちらにつきましては、全部それを採用させていただきました。これからは補正とかで、来年度に向けて数件発注する予定になってます。そちらの方についてもちょっとケースは定かではないのですが、地域の守り手育成型方式で発注したいと考えております。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に進む前に、5分ほど休憩時間を設けますので、換気もかねてよろしくをお願いいたします。

～休憩・換気～

はい、それでは再開いたします。

次に、審議事項のイ「地域の守り手育成型方式（試行）の結果について」、事務局より説明をお願いいたします。

【入札監理課主幹】

（「資料6」「資料6-1」「資料6-2」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【佐藤委員】

地域の守り手方式っていう、これの定義というかやり方や目的等について、もう一度確認したいので、この次とか、その次もそうなんですけれども、一般競争入札は概ね分かりますけれども、一抜け方式とかについても、定義的なものと目的等をもう一度確認したいと思いますので、まずは、この地域の守り手の説明をお願いします。

【入札監理課主幹】

地域の守り手育成型方式の目的でございます。建設工事における地元企業の多くは、地域社会を担う中小企業小規模企業であるということで、地域のインフラ整備をはじめ、災害対応や除雪維持補修など、安全安心の確保を担う地域の守り手として重要でございます。昨今の建設業界、発注状況などから、過度の競争や急激な少子高齢化などにより、将来的に地域の安全安心の確保に支障を来す恐れがあると考えております。このため、県が発注する建設工事につきまして、地域の守り手企業の健全経営の継続や振興を図るために、地域の守り手方式を運用しているところでございます。定義につきましては、地域の守り手育成型方式は、予定価格250万を超え3,000万未満の総合評価方式の地域密着型のうち、発注者が認める工事について行う指名競争入札により、落札者を決定する方式としているところでございます。

【伊藤（宏）委員長】

佐藤委員は、これが導入された時はまだ委員になっていなかったですね。事務局からの説明はそうなのですが、言って良いことと悪いことはあるかもですが、私の感想というのが、今までの知りうることなんですけど、もともと、県では指名競争入札をしていたんですけれども、前の前の知事の時に事件があって、指名競争入札をやめましょうということで、基本的に一般競争入札にしたわけです。ところが、建設業協会も含めて、指名競争入札を復活してほしいという声が、かなり上がっておりまして、それに対して県側が、いろいろ問題があるからやめたっていう指名競争入札を、はい、分かりましたっていうふうに復活するわけにはいかないということで、いろいろ考えた結果、事務局から説明があったように、地域の守り手で、災害が頻発するような昨今の状況においては、なるべく中小の地元密着企業を守らなきゃいけない、育成しなきゃいけないっていう観点で、指名競争入札を何とか導入したいということと、災害等に対応するための地域の守り手を育成しなきゃいけないっていうのをドッキングしたんですね。ですから、厳密に言うとね、地域の守り手を何とかしましょう、育成しましょうっていうイコール、指名競争入札では必ずしもないんですよ、別に一般競争入札だっていろんな条件とか課せば、同じような効果を上げることができるかもしれない。ただ、たまたま二つのことが、親和性が良いということなのかな、ある程度、一緒になってやることによって、目的が達成出来るんじゃないかっていうことで、今のようやり方が出来上がって。令和2年に出来上がって、4,5年前ですね、取りあえずやってみましょうということで、（試行）っていうふうになってるんです。取りあえずやってみてるんです。もう4,5年経つならそろそろね、試行は取って、やるならちゃんとした制度にしましょうということだと僕は思ってるんです。ただなかなか

かどうい制度が良のかということが、すぐに県側も決めきれなくて、今のような状況になっている、というのが僕の認識なんですけど間違ったら言ってください。

【総務部政策監】

背景は委員長が凄く分かりやすく仰っていただいて、そのとおりだと思います。まさに試行の中なので、本格実施あるいはその本格施行っていうふうに向けてもちろん試行なので、今過渡期だということ所で、先ほど認定企業数も御覧頂きました、今年は8増えてるんですけども、3年前から若干減ったり、なかなかこう増減があって広がっていない中で、ただ一方で、今回、我々も増やすように各部局の御協力、農林水産部、土木部さんと協力してきて、さっき説明あったように、去年から増えてきていることなので、もう少し例を増やしていくという取組をすることによって、この先の各部局に広げていくとかです、更に数を増やしていくって、本格実施というふうに向けて動いていくようなところを検討しているので、もう少し、お時間を頂戴しながらこの委員会の中で御議論を頂きながら、今回も抽出工事の中で、いろいろ御指摘頂いて、少しずつ抽出していただいたことも踏まえて、次のステップにも、さっき回答もありましたけども、増やしていけそうなところもありますので、こういったところを見ながら、部局を広げる、あるいは少し業者さんの認定を増やしていくような取組もですね、見ながらやっていくというのが今の流れかなと思っていて、2年ぐらい前からいつ本格実施できるかなとも御議論頂いてるんですけども、ようやく少し広がってきてるので、もう少し、今日この場で、試行の継続という形にさせていただいて、御了解頂戴頂ければ、各部局のほうも、もう少し実績を増やすというところをしながら、次の本格実施に向けて、また議論をしていきたいなというふうに思っているような状況でございます。

【伊藤（宏）委員長】

難しい問題がやっぱり制度的にあって、なかなか指名業者数を確保できないような地域もあったりするのがまず一つ。それと逆に業者数が多いところは別に地域の守り手だっているふうには考えなくたって、例えば福島とか郡山とかね、そういうところはそれなりに業者がいるわけですから、そういう業者のほうで指名業者数は確保できるんです。でも、指名をするっていうことの難しさがありますね。あえて先ほどの抽出案件の時に聞いたんですけども、書いてあるのは総合的になって書いてあるわけで、総合的になってある意味ちょっと難しい、総合的と恣意的っていうのが近づくっていうこともあるのでね、指名競争入札は事前に明確な指名をするための基準っていうのかな、採点表みたいなものを作ってね、それに基づいて、誰がやってもこの業者が指名されますよっていう形で指名をしないと、指名競争の1番の問題点は、指名業者の選定に恣意性が働くと、つまり自分の何か考えがあるところを、あえて指名するんだというようなことがあると不味いので、指名競争入札っていうのは、言ってみれば、嫌われてるっていう部分もあるんですけども、それちゃんと明確な基準に基づいて指名すれば、それなりに意義はあると思います。ほかの市町村でもいろんな同じような仕事してるんですけども、一つよく聞くのはやっぱり指名競争入札の方が、指名された業者が言ってみれば意気を感じて責任感を持ってなるべく応札しましょうということになってくると。それに対して一般競争入札は、応札するかしないか完全に自由ですから、なかなかしてもらえないっていうのがあるんで、やっぱり小さな地域内になればなるほど、指名競争入札の方が、応札者を確保できると、こういう面もあります。なので、簡単に、こうだこれが良い制度だっているふうには割り切ることはできないん

ですけれども、先ほど説明がありましたように、もうちょっとサンプル数を増やした中で、近々良い提案が出てくるんじゃないかというふうに期待していることでございます。

【新城委員】

資材ですとか労働力の高騰、人材費等が凄く上がっていますが、上限が3,000万円という、それを言ったら他のところにも波及してしまうので難しい問題も絡んでくるかもしれないのですが、上限金額の議論というのは出てくるもののでしょうか。皆さん本当に疲弊しているわけですよ。上げなきゃいけないけれどもどうしようかと。上げるとなるとこの問題だけではないと思いますが、その辺りも何か議論が出ているのでしょうか。

【入札監理課長】

金額に応じて発注方式を定めているところで、委員仰るように、物価高騰等に伴って、そもそも金額がベースアップしているんじゃないかという御指摘だと思います。実際、国においても、建設工事費の上昇等を踏まえて、発注金額の区分を見直すってというような報道を出されていることは承知しているところです。県においても、各県の情報とか、本県の今後の発注見通しとか、あと、意見交換会でも御指摘頂いておりますけども、格付けの見直しというところもありまして、その辺のバランス感といいますか、うまく着地点をどの辺にどう設定していくかっていうのは、副次的にいろいろな視点から検討していかなくちゃいけないだろうと考えております。一概にこの金額だけを、国と同じように上げればいいのかっていうところは、いろいろハレーションなどもあるのではないかと危惧しているところで、その辺は慎重かつ丁寧にしっかり検討していきたいなと考えているところです。

【伊藤（宏）委員長】

最初からベストな制度は多分出来なくて、取りあえず作ってみて、いろいろ状況に合わせて修正するなりっていうことだと思うんで、もうそろそろ決断をしても良いことだっていう気がしております。

【島田委員】

担い手の入札ということと指名競争入札、そもそも、評価の仕方は全く違いましたよね。例えば、入札金額もそうでしょうけども。指名競争入札との違いがあるのであれば、それぞれのことをもう一度知りたいなと。それによっては、下手すれば3つ出来るかなと思ったりもして。6-1の表の2、認定できるいわゆる地域の守り手育成型じゃないとか決まっているので、そういう意味では全然違うんだらうなとありましたので、それもあってもいいし、条件に応じてっていうのは、私の中でちょっと整理できなかったものですから、改めて整理していただいて、より良いものを新たに出来れば良いかなとありました。

【入札監理課長】

委員仰るように、当然、いろいろな方式を県でも、一般競争入札から条件付、総合評価方式、あとは今の地域の守り手育成型方式、今年度、御了解頂いて、次の議題にもありますけども、一抜け・一括審査方式という形で、様々なやり方を活用させていただいております。制度管理者側としましては、基本、原則、透明性であったり競争性であったり、公正性、品質の確保等を踏まえながら、適切に、どれをどう上手く活用していくか、一つの方式っていうのはなかなか難しいと思いますので、その組合せを上手く状況に合わせて活用していきたいっていうところはあります。一方で委員仰るように、なかなかその活用の

仕方として分かりやすくっていうところも当然あるかと思いますが、その辺は今回守り手の目的趣旨というところでおさらい的にありましたけども、その本質の部分は各発注者でよく理解を深めながら、適切にやっていくっていう取組も併せてやっていく必要があるかなというところは改めて認識しているところでございます。

【伊藤（宏）委員長】

私の印象としては、当初、その制度を導入した、あるいは構築したときの目的と、時間が経ってしまうと、その目的がちょっと薄れてね、少し違う趣旨で使われてるなんてことはよくあるわけなので、当初の制度は何のためにあるんだっていう目的とか趣旨をちゃんと踏まえたうえで、今この制度はどうなのかというのを見直して、全ての入札制度の中での地域の守り手というものは、一体どういう趣旨、どういう目的でやるべきなのか、どういう制度で構築すべきなのかというふうに考えていただかないと、延長戦でやっている、最初の話と違ってしまうんじゃないのとありますので、そもそもの趣旨目的を踏まえたうえで、いろんな制度をもう一度考えていただければと思っています。

【総務部政策監】

一般競争入札を原則として、公平性、透明性、競争性、品質の確保もですけども、一般競争入札を原則としながらも、そこに総合評価方式に対してなるべく地域貢献の件数を入れたり、あるいは技術者の状況を入れたり、うまく県の状況を反映した中で、昨今、ここ数年、人口減少が凄く厳しくなっていて、都市部だけではなくて、うちの県みたいな広い県土を公共工事の観点から、その延長が民間工事でもでしょうけど、支えていくという、会社、人と地域っていうものを支える一つの解決策として、委員長仰っていただいた地域の守り手みたいな、指名という形にはなりますが、良いところ取りをしようという形でこの制度を入れてきているということもあって、まだ施行から本格実施にいけないんですけれども、これからまだまだ人口が減っていくかもしれないですし、担い手を地元で確保しなきゃいけないということで、委員長も含め委員から御指摘あったところも含め、いろんな形で、入札なので、公平でなくてはいけないし、透明性も確保されないといけないし、公正でなきゃいけないしってことで、そこは原則としながらも、実際の守り手さんをどんなふうに維持あるいは御活躍頂けるかという観点も入れながら、見直していくっていう点では、一見この今切り取ると、そこを付け足し付け足しみたいに見えるかもしれませんが、ここ10年来のうちの県の特殊な事情、そこに加えて、さらに今後ますます特殊になっていくだろう人口減とか担い手みたいなところも含めて、一つの流れの中でですね、制度をなるべく単純にしながらも工夫をしていくことが命題なので、今の制度を上手く使いながら、委員から指摘されたことも含めて、やっていきたいなと改めて思いましたので、補足させていただきます。一抜け・一括審査方式のような新しいものも入れているのですが、考え方としては同じでして、一般競争入札を使いながら、他県などでやってきている地域でどんなふうに工事の受注機会を増やしていけるかというのを、新しい取り組みを入れながら、なるべくわかりやすく繋がっているんだということも含め、上手く説明しながら、良い制度にしたいと思いますので、補足させていただきます。

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

次に、審議事項のウ、「一抜け・一括審査方式の試験的实施の結果について」、事務局より説明をお願いいたします。

【入札監理課主幹】

（「資料7」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

確認ですが、開札の順番は、契約金額が高い方からやるってことなんですよ。

【入札監理課主幹】

原則、高い順ということにしております。

【伊藤（宏）委員長】

低い順より、高い順の方が説得力はあるのかもしれませんが、わかりました。

【澤田委員】

委員替わられた部分もあるんで、この一抜け・一括審査方式、簡単に最初に説明やったほうがより説明を聞いて更に導入した経過なり制度なり、あったほうが丁寧かと思いました。

【入札監理課主幹】

一抜け方式と、一括審査方式の定義につきまして簡単に説明させていただきたいと思います。一抜け方式につきましては、同一日に入札公告する複数の建設工事において、落札者を決定する工事の順番をあらかじめ定めまして、決定順番上位の案件の落札者となった者の他の工事における入札書を無効といたしまして、落札者を決定する方式を一抜け方式としております。また、一括審査方式につきましては、一抜け方式工事を対象といたしまして、技術提案を求める工事におきまして、その技術提案書の提出を一つのみとして一括で審査することにより、受注者発注者双方の事務負担の軽減を図る方式でございます。これら対象とする工事の案件でございますが、予定価格が3,000万円以上の工事、また一つの発注機関により発注される工事であること、また発注工種が同一の工事であること、それから同一日に公告開札する工事であること。最後に、入札参加資格要件が同一の工事であること、これらを対象案件としているところでございます。

【伊藤（宏）委員長】

厳密にいうと、一抜け方式と一括審査方式は別の制度ですよ。だから一抜けやったからといって、一括審査しなきゃいけないっていうわけではないですよ。ただ、一抜けがやれるような状況のもとでは一括審査をやったほうが、お互いに業者も含めて、効率的で良いよねと。簡単に言うと、これは小さな自治体でも結構やってるところは多いです。何故かっていうと、同じ日にある工事を落札したら同じ日の別のほうの工事もある業者がやるっていうのは、受注機会を広げるっていう意味ではちょっとねっていうのがあるので、一つ落札したら次の同じ日の工事はできませんよっていうルールを作りましょうと。競争性っていう厳密にいうと、全て自由競争で、参入できたほうが競争性は高いかもしれない

です。ただ、そうなんですけれども、先ほどの地域の守り手じゃないですけども、なるべく地元の業者に広く受注機会を与えるっていう意味では一つとったらもう次はちょっと遠慮してくださいってこういう制度が一抜け方式で、いろんな都道府県も含めて結構やっていると多いですね、という制度です。これも、様子見ということで来年度も試行的に試験的にもやってみるということでございます。

次に、審議事項のエ「令和7年度総合評価方式の改正概要について（案）」、事務局より説明をお願いいたします。

【入札監理課長】

（「資料8」により説明）

【高島委員】

昨年11月に業界団体から一杯要望を頂戴いたしました。ランクの捉え方とか、加点方法とか、今日も出てます地域の守り手とかありましたが、ご説明だと4月1日以降の改正は2項目というお話になっています。課長さんのお話の中でも、今後、ランクの捉え方などは考えていかれるみたいな話があったんですけど、今日の資料の6とか7には、今後の方針が結構明確に出てますので、一杯寄せられた意見に対して今回2項目ということになってますが、それ以外に何かそのランク以外でも今後研究予定とか検討されてるとか、次年度以降考えられてるっていう項目等あったら教えていただきたい。

【入札監理課長】

11月に、委員仰るように、各建設関係団体からも、様々な御意見を頂戴したところでございます。今回、制度改正につきましては2項目となっておりますが、実際にこの制度改正に至らないものという形でなくてもですね、公告時の見積り単価内訳書の公表様式であったり、落札結果の遅延なき公表なども御意見頂いたところですが、こちらにつきましては、再度周知徹底を図るということで、運用などにより対応するものもでございます。また、逆に改正しないで継続してくれというような御意見を頂いたところではございますが、総合評価方式でいえば週休2日工事の継続、先ほど御審議頂きましたが、地域の守り育成型方式の県内各地での課題の検証であったり、一抜け・一括審査方式における運用に向けた慎重な判断などについても、先ほど御説明したように、継続的に検討していきたいと考えているところです。近年様々な制度改正、毎年度実施させていただいているところですが、改正内容の成果分析とか今後の公共工事の発注見通しなども踏まえながら、頂いた意見としては、現場の生の声ということで承知しておりますので、各団体さんからの意見を参考にしながら、必要な見直しを検討してまいりたいと考えているところでございます。

【伊藤（宏）委員長】

ほかよろしいでしょうか。

次に、各委員の意見交換でございます。

私のほうからお願い、提案があるのですが、今までのお話も含めて、1番分かりやすいので資料の1ありますよね、1番最初に説明いただいた。この1枚目の1番下に契約方法

別ってということで、一般競争入札、これは条件が何もつかない。1番県でやってるのは条件付一般競争、いろいろな要件をつける、地域要件であるとか、先ほどから出てるAとかBっていう格付であるとか。そして、その中でも、価格だけで競争するのと、いろんな地域貢献してますよとか、技術提案していますよとかそういうことを加味した総合評価方式。指名競争入札、これは先ほどの地域の守り手という。少ないんですけどもレアケースで随意契約っていうのもあるわけです。条件付一般競争入札でも細分化されていると。これを一覧にしてね、こういう目的、こういう趣旨でこの制度ありますよってこの制度っていうのはこういうものですよっていうのが、誰が見ても、例えば、新しい委員さんが入っても、なるほど県はこういうような仕組みがあって、これはこういう意味があって、これはこういう目的趣旨でやってるんですねっていうことが、一目で見れるような表というのか、一覧表みたいなものを作っていただけると、我々、この委員会の委員だけではなくてね、一般の人やあるいは業者さんも含めて、福島県というのはこういう制度のもとで入札をやっているんだよっていうのがね、分かっていただけだと思うんです。なので、なるべく工夫をして分かりやすく見やすいそういう一覧表を作っていただけますか。

【入札監理課長】

次回対応いたします。

【伊藤（宏）委員長】

それを見ると、復習予習がし易いと思うので、よろしくお願いいたします。

ほかいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

【島田委員】

テレビで見えていましたら、有名な伝統的な建築物の大改修がありまして、いつも、日常的に改修している業者さんがとったのではなくて、他の業者さんがとったと。それで始めようとした時に、特化された技術が実はあって、日常的にやっていらした業者さんは技術を持っていると。伝統的な技術なので、マル秘のところもあるのでしょうか。ところが請け負った業者さんはそれが出来ないということで、それは人間関係を元に、その技術を教えてもらって、一生懸命やりたい社員が成し遂げたという大きな事業がございました。たまたま目にし、耳にしたんです。そういった内容は、日常的に触れている建物であれば、無条件にとることはできないのかなと。でもそれって特化された技術だったので、入札するにも、そういう認識で入札する訳ではないので。やっぱり大きい会社がやるんだろうとかですね。ある程度、指名競争的なもので選んだことではあると思うのですが、実は大事な技術というものはその会社でしかできない、こういうことを考えていくと、入札でとった会社が、その下請として入ることはあるのでしょうか。例えば、たまたま上手くやりましたが、多くの物件であるわけではないと思います。そういった特化した技術について、そういったことが今後あるのではと思いました。仰るように技術も少なくなってきましたし、他の会社さんと組んでやるということもないと、やってみたら出来なかったと、そういったことが沢山あると思うので、難しいのでしょうか、考える機会です。

【総務部政策監】

県有の建物とか施設で、特殊な技術とか特殊な技能でここしかできませんよっていうようなところが、合理的に説明できるということであれば、入札方式としては一般競争入札

もあるし、指名もあるし、その他に随意契約みたいな形で、自治法上ハードルが高いので、基本的には例えば災害がありましたとか、1者しかできませんと明らかだとか、その際の参考に複数から見積りを取らなきゃいけないこともあります。理論的にはあると思います。もし県有施設でそういったものがあれば、対応できるように、この場では具体的に申しあげられないんですけど、考えていきたいと思います。一方で、県がやっている公共工事の方は、そういう意味ではあまり特殊性があって1者しかできないようなものを発注してるかっていうと、そこはもしかしたら逆かもしれないので、一定の仕様に基づいたものをちゃんと公平な競争でできるように入札をしているので、今作ろうとしてるものを逆に言うと、ある程度汎用性が高く、公平に競争ができるような制度を作る、それを県民からいただいた税金で作るってことなんで、コストも考えて作るっていうことは今はそちらの執行が大きいと思うので、そこは留意しながら仰っていただいたような、特別な建築物、市町村とか文化財の方かもしれないですが、経緯があるような場合ですと、そういった配慮した上での入札というものに我々制度管理者も対応できるような形で考えていきたいと思いますので、御指摘を踏まえて、これからそういった案件があれば注意していきたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

【澤田委員】

最初に価格転嫁の話をしていただきました。公共工事とかですね、そういった面では物価本なり単価表とか、様々、随時見直しをされて適正に発注されてるっていう認識をしておりますが、一方で委託とかですね、長期間の指定管理とかですね、県が契約されてる部分とか発注する部分もあるかと思います。とりわけ、物価高騰と人件費の高騰といいですか、人件費の上昇によってですね、請け負った業者さんなり契約者か、本当に苦労していると話も多く聞いておりますので、県の対応なり、あるいはこの間、既に契約したもので、そういう物価高騰なり人件費の高騰で、県が契約しているもので、相談の対応をしているのかどうかとか、その辺をわかる部分があれば教えてもらいたいし、県の今後の物価高騰、人件費高騰に対する考え方、対応策についてお聞きしたいと思います。

【入札監理課長】

所管してるのはどうしても建設工事関係、入札制度となっておりまして、国の担い手三法が改正されまして、委員が仰るような視点というのは凄く重要視をされている認識をしております。工事に関しましては、契約約款等に基づいて、適切に反映することになりますし、協議等あれば適切に対応するという事になっております。単価につきましても、土木部さんの方で適時適切に動向は確認されて反映されていると認識しているところでございます。引き続きそういった部分につきましても、物価高騰等を踏まえながら、適切に対応していくことになろうかと考えているところでございます。

【総務部政策監】

補足で、今、委員からの指定管理の話もあつたりしまして、そういったものを含めて県の委託につきましても、今回、令和7年度の当初予算を組んで、先日発表したばかりなのですが、その中でも、例えば、細かいところはこれから議会議案となりますが、指定管理の委託なんかも、各事業者さんから見積りを頂いたりして、物価とか人件費高騰に見合っ

た形で、委託料を積むとかさせていただいているのが1点。それから、いろんなところで工事だけじゃなくて、清掃やら委託の単価が上がってますので、そういったところを見直しをしたりして積んだりとか、あと商工労働部の方は、価格転嫁をしていくっていうことが必要だっていうところを、いろんな形で業界さんの方をお願いしたりっていうような作業もやってますので、予算措置、あるいは商工労働部等々関係部局のそういった各業界さんのお願いとかですね、そういったところも、県としてもやっていますので、引き続きそういうところ、今日この場で意見出たところも含め、情報共有させていただいて、取組をしていきたいと思っております。

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、その他に移りますけども、何かございますか。

本日の議事はこれで終了します。

事務局からお話があるようです。

【総務部政策監】

今年度、この定例会という形では最後になるというところ、それから委員の改選も踏まえますと、こちらの皆様の方で御議論頂くというのはこれが最後ということになります。再任される方もいらっしゃいますけども、新城委員におかれましては、退任ということで、本当に今期だけじゃなくて、前々回等々から含めて本当に御指導頂戴いただきまして、ありがとうございます。この間ですね、非常に制度改革も大きいところがありまして、今日もお話ありました地域の守り手育成型方式から始まり、昨今だと一抜け・一括審査方式という形で、非常に皆さんに大きな負担をかけたっていうところと、あと恥ずかしながら県の方で不祥事もこの間相当多く、公契約の妨害も含め、再発防止等で、委員の皆様からは、いろんな形で、意見頂戴しまして、県の方で再発防止という形で取りまとめたというところもあってですね、非常に様々な観点から本当にいろんな形での指摘等々頂きました。本当にありがとうございます。引き続き、さっきもちょっとしか申し上げられなかったのですが、本県の取り巻く状況が本当に非常に変わっておりまして、委員長が当初ありました、この適正な入札、公正だとか、透明だとか、競争、品質の確保ということに加えて、非常に県の特有な事情、担い手がいなくなっているっていうところも含め、そんな中、昨日今日と大雪があつたりして、除雪を協会の方に一生懸命やっていたとかですね、そういったところもありますので、そういった課題も含めて、我々制度管理者はさっき申し上げたような公平性等々と守り手の確保のところを含めて、また見直しをしていきたいと思っておりますので、引き続きいろんな形で御指摘を頂いて、より良い制度にしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございました。

それでは、最後に新城委員、御挨拶お願いいたします。

【新城委員】

長い間お世話になりました。

お話ありました県の不祥事の事件、平成18年にありまして、それから検証委員会が開かれてこの委員会が発足したと伺っております。私が初めて委員になった時に、そこに関わった委員の方が数名まだいらっしゃって、その方たちが本当に口々に制度はバタバタと作ったから、これを進化させていかなきゃいけないんだって仰ったり、いろんな危機感をお持ちになっていらっしゃったなど、そんなことを思い出しながら伺っていました。今政策監も仰ってくださいましたが、そのあと東日本大震災や様々な災害があり、公平性とか透明性とか競争性とか品質の確保とか、その上に、柔軟性とか緊急性とかあり、その他に企業を、会社を守る、育てる、助ける、そういうような課題が福島県に一杯出てきたなどというふうに思っております。その上で入札しやすいような、例えば、加点とか、評価点を細やかに考えていくことも非常に大事だと思いますが、それにプラスして、福島県の入札の方向性をどうしていくのかというのも議論頂きたいと思っております。先ほどの地域の守り手育成型方式、あれを試行的に行うと聞いた業者の方にアンケートを取った時、本当に多くの皆様が、感謝しています、ありがとうございますと、アンケートにお答えになっていらっしゃったのを今でも覚えております。いろいろな観点から慎重にならざるを得ないと思いますが、ぜひ前に進めていって頂きたいと思っております。この委員会が入札監視委員会ではなくて、入札制度等監視委員会ということは、非常に大きなことだと思います。委員の皆様や事務局の皆様方には色々ご教示いただきまして、ありがとうございます。本当にお世話になりました。

【入札監理課主幹兼副課長】

ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、第97回福島県入札制度等監視委員会を閉会とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。